

新政会は市民の皆様の声を市政に届けます



杉 一

- 会派役職 代表
- 昭和55年4月18日生。
- 白ゆり幼、荻野小、花里小、松崎中、伊丹西高、神戸学院大、尼崎信用金庫。
- 現在3期目。
- 都市企業常任委、総合戦略及び総合計画検討特別委員長。



加藤 光博

- 会派役職 国政県政政策調整担当
- 昭和30年6月9日生。
- 伊丹生まれ伊丹育ち、関西大。
- 現在3期目。
- 文教福祉常任委員長、飛行場問題対策特別委。



戸田 龍起

- 会派役職 市行政政策調整担当
- 昭和40年11月17日生。
- 神津幼、神津小、北中、市伊丹高、日本大。
- 現在2期目。
- 総務政策常任委、議会改革特別委、豊中市伊丹市クリーンランド議会監査委員。

お知らせ

新政会主催の市政報告を行います。

参加費
無料

日時 平成28年5月7日(土) 15:00~17:00

場所 伊丹市立図書館ことば蔵
地下1階 多目的室

申込方法 FAX: 072-783-7751
又は itami@sugi-hajime.net

新政会の3名が **本音**で議事を語ります!



発行 新政会
発行日 平成28年2月29日

新政会
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1
電話: 072-783-1344 (議会事務局)

新政会へのお問い合わせは

TEL : 072-783-1344 (議会事務局)
FAX : 072-783-7751
E-mail : itami@sugi-hajime.net



新政会 議会報告



路上喫煙禁止条例が大きな議論に

■路上喫煙禁止条例の議論の経過

■加藤光博議会質問報告

～ことば科を見つめ直し、更なる学力向上に向けて～
～発達に支援を要する児童・生徒、障がいのある児童・生徒が安心して過ごせるまちに向けて～

■戸田龍起議会質問報告

～外部指導員を活用した部活動の活性化を～
～学力及び体力の向上に向けた学校教育の充実について～

■杉一議会質問報告

～南海トラフ地震への備えと自治体間連携について～

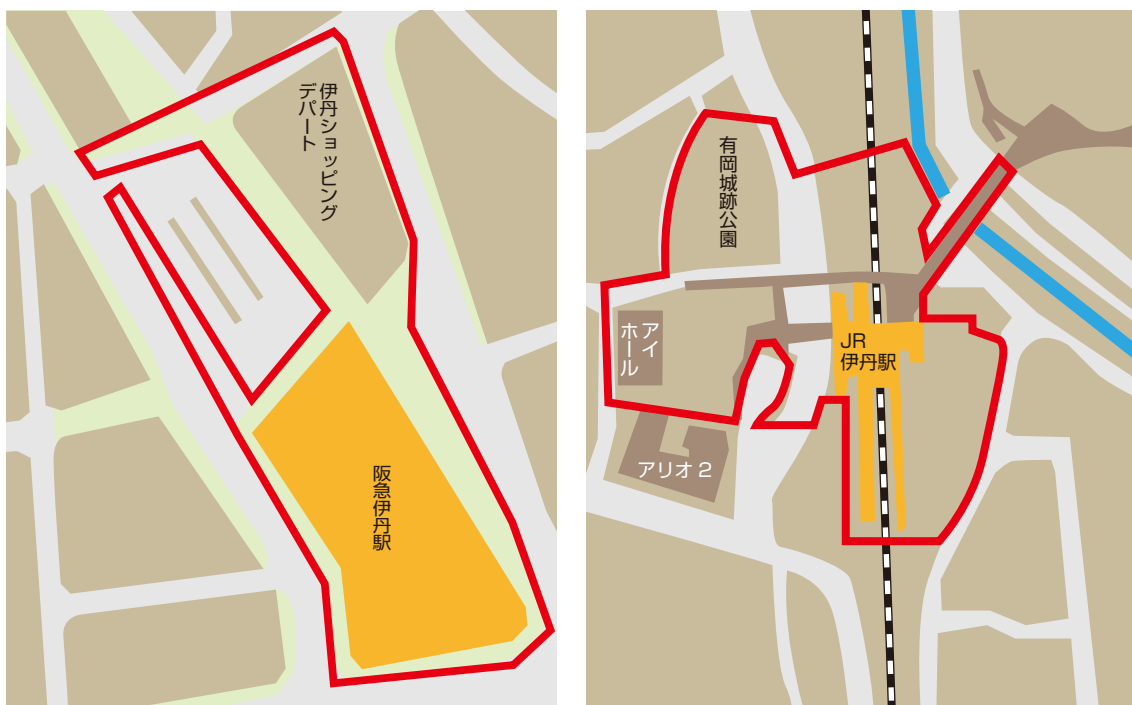
新政会は加藤光博、杉一、戸田龍起の3名で構成しています。伊丹の風土と伝統を尊重しつつ、時代の先を見据える保守の思想に基づいた議会内会派です。

02

路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例

行政提案の条例案の主なポイント

- 路上等における喫煙が特に市民等の身体又は財産に被害を及ぼすおそれがあると認める区域を、路上等喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。
- 市民等は、禁止区域内の路上等において喫煙をしてはならない。
- 規定に違反した者に対し、喫煙の中止その他必要な措置をとることを指導することができる。
- 指導を受けたにもかかわらず、なお第8条の規定に違反して禁止区域で喫煙をした者は、1,000円の過料に処する。



上記の範囲が禁止区域となります。
(但し、禁止区域の範囲は行政の裁量で定めることになっています。)

条例制定の発端

市議会平成27年第1回定例会(平成27年2月下旬から3月下旬まで)において、環境美化・火傷や火災の危険性・受動喫煙による健康被害といった観点から、主要駅周辺での路上喫煙禁止条例制定の請願を全会一致で採択したことから、本条例に向けて動き出しました。

行政提案の条例案に対し修正案が提出され可決する その内容は？

- 禁止区域及び重点区域に喫煙所(以下「指定喫煙所」という。)を設けることができる。が加わりました。
この修正案の可決により、行政の裁量で、禁止区域への喫煙所の設置が可能となります。

修正案提出の理由は

- 愛煙家への配慮
- 指定された喫煙所があることで“ここでなら吸える”という安心して喫煙できる環境を整えることになる。
- 自然発生的に喫煙する場所ができ、さらにポイ捨てされる場所も集中するため、指定喫煙所を設けることでポイ捨てを防ぐことになる。

提出理由への反論

- 本市の場合、禁止区域の範囲が極めて限定的であり、喫煙者・非喫煙者双方の共存を図れる。
- 禁止区域は駅前やバス停のあるところで、市内で最も人の滞留しているところである。そのため、この区域内での喫煙は健康・安全の両面の担保を取れない。
- 喫煙所を設けるならば、禁止区域外で設けることが出来る。

その他の修正点への反論

- 喫煙所の設置により健康被害の可能性が出る。
 - 伊丹市中心市街地の特徴から、禁止区域内のどこに喫煙所を設置しても、歩行者・居住者に煙や有害物質が掛からないところはありません。(他市では禁止区域内に指定喫煙所を設けたことで、隣接住民から煙被害を訴える声が出ています。)
- 条例の構成として問題点あり。
 - 条文に禁止区域は“路上等における喫煙が特に身体及び財産に被害を及ぼす恐れ”があるため設定しており、その禁止区域内に喫煙所の設置を可能とすることは条文として矛盾していると言わざるを得ません。

近年全国的に議会を評価する基準としてどれだけ行政提案の議案を修正したかという項目があります。しかしその行為は市民のために必要な修正についてすべきであり、修正することが目的になってはいけないと思っております。

嫌煙者・愛煙者の共生のもと、市民に煙・健康の被害が及ばないようにし、そしてタバコのポイ捨てを少なくして環境美化につながる中心市街地の形成を目指さなければなりません。そのため、当該地域の地縁組織及び教育関係団体やたばこ販売関係者からの意見聴取を行い、他市事例を研究しました。

様々な調査から、タバコの煙による有害

新国会の対応

物質は広範囲に及ぶため、禁止区域内での喫煙行為の禁止は妥当と考え、**原案に賛成し、修正案に反対しました。**

一方で現実的な問題として、禁止区域を設けたところで自然発生的に喫煙する場所ができ、ポイ捨ての場所も集中するため、禁止区域の外でかつ安全な場所で喫煙所が設けられないか調査するよう行政に訴え、一定前向きな答弁を頂いています。

■ことば科について (小学校の科目)

質 問

平成18年から伊丹市固有の歴史と伝統や風土を活かしたことばと読書を大切にす教育、「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市を目指して、「ことば科」を設置して10年が経過する。この10年間の取り組みを検証し評価されているのか。また、10年をひとつの区切りとして、ことば科の内容を学力向上に向けた新たな取り組みへと展開するべきではないのか。

行政の答弁

言語活動に対する調査の結果を踏まえ、伊丹のこどもたちが自分の考えを書いたり話したりすることに、意欲的に取り組むようになっていくという結果が出ている。したがって豊かな語彙力・表現力やコミュニケーション力の育成に、一定の効果があったが、決して満足できるものではなく、その原因がどこにあるか学校現場の意見を聞き、しっかりと検証し確かな学力を身につけられるよう、今後のあり方を年度内に決定する。

質問の背景

教科の授業時数は学習指導要領で定められているため、国語科の時間を増やすなどといったことはできません。「総合的な学習の時間」を活用して「ことば科」を実施しています。俳句や作文、朗読などを通してことばの大切さを学ぶ

授業を行なっています。全国学力学習状況調査が全てではありませんが、ことば科の成果としてこの調査の国語の成績が上がるようにも取り組んでいかなければならないと考えます。

■児童発達支援センター「あすぱる」について

質 問

平成28年4月開設予定の児童発達支援センターは、既存の児童発達支援の2施設、2事業を集約することで、これまで以上に効率的かつ効果的に充実した市民サービスの提供が図られるのか。

行政の答弁

新施設は、障害種別にとらわれず総合的な療育支援を提供する場となり、災害時には福祉避難所としても機能する。

相談、通所訓練、診療所の各機能を集約することで、各スタッフの専門性を有効に活用し、発達に支援が必要な子どもと保護者の多角的な支援が可能となる。また、各定員枠の弾力的な運用が可能となり、発達とともに変化する子どもたちに必要なサービスを柔軟に提供することができる。



◀本年4月開館予定です。

■中学校の部活動顧問体制について

質 問

部活動は、その成果を試合や作品などで実感でき、勝つ喜び、負けた悔しさを指導者と生徒が共感できることで人間関係や信頼関係を築く上でも大きな意義がある。そこで部活動顧問(指導者)には、専門的技術指導等が求められるが、その部活動の競技について活動経験の無い顧問には、外部指導者の活用等、協力体制を充実していくことで効果的な活動が期待できるものと考えているが教育委員会の見解を伺う。

行政の答弁

指導経験の浅い顧問等には、指導者講習会の推奨、合同練習、練習試合の交流等により、顧問の指導力向上を図っている。外部指導者の活用については、運動部活動103クラブに対し現在20クラブに配置するなど適切な指導に努めているところであるが、今後も部活動の教育的意義を考え、さらなる活性化と充実を努めてまいりたいと考えている。

■小・中学校の学力・体力向上への新たな取り組みについて

質 問

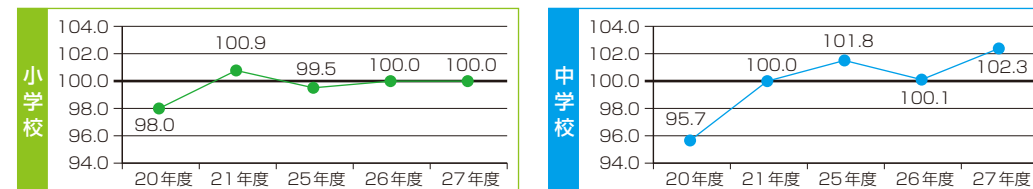
平成27年度の全国学力学習状況調査において、伊丹市の中学校は全教科全国平均を上回り、小学校は全国平均並みであった。この結果を踏まえ今後、さらなる学力向上に向けてどのように取り組んでいけるのか？また、体力は、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実に深くかかわっており学力にも影響すると考えるが、体力強化についてはどのような取り組みを行っていくのか。

行政の答弁

調査結果に基づいた詳細な分析を行い、重点的に取り組む事項を明らかにし、新たに各学校ごとに学力向上プランを作成し、取り組みをきめ細やかに進める体制を整えた。さらに「家庭学習のへや」を一新し、家庭への啓発を進めているところである。今後も教員の資質向上を図り、家庭との連携のもと家庭学習の定着に向けて取り組み等を徹底していく。また、体力向上には、平成26年度に策定した「伊丹市体力・健康づくり推進プラン」に基づき、児童生徒の意欲の向上を目指すとともに、発達段階に応じた取り組みをさらに推進してまいりたいと考えている。

平均正答率の推移

全国の平均正答率を100とした場合の伊丹市の平均正答率の数値の推移(国語と算数・数学の合計)



学校・教育委員会の取り組みの結果、全国平均に近づいてきました。

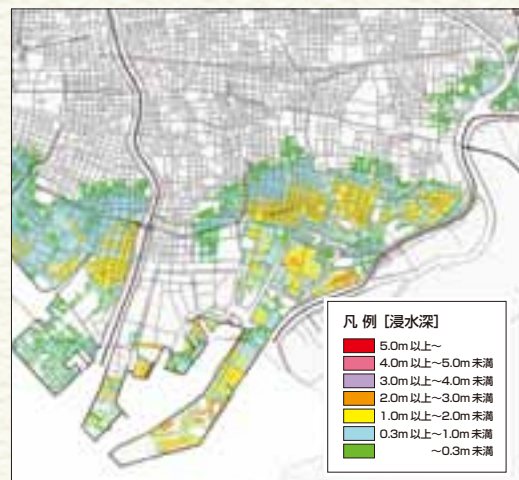
■新政会は、知・徳・体のバランスの取れた教育と、阪神間トップクラスの教育水準を目指して教育施策の充実を図って参ります。

■南海トラフ地震発生時の尼崎市との連携について

質 問

阪神7市1町と兵庫県で、広域避難計画研究会が進められています。県では、市域を越えた避難者の受入れの可能性は低く、あくまで一時的な避難となると考えています。

しかしながら、自然災害に想定外の事態が発生する可能性が残されているため、想定を超えた浸水被害が起こった際への備えや、物的支援の方策などを考えていかななくてはなりません。また、過去の市議会での答弁では、防災センターの整備理由として、広範な津波被害とそれによる火災の脅威や仮に津波を伴わなかった場合においても、多くの津波被害警戒区域からの避難者など、本市にも大きな影響が発生することが予想され、これらに対応するためと述べてられています。そこで、南海トラフ地震の発生に際しての尼崎市との連携についての進捗状況について質問を行いました。



行政の答弁

平成25年12月に行った県の津波浸水シミュレーションでは、阪神南地域での避難者数は最大で約6万7000人と算出し、避難所の取り扱いや避難時の警察による交通規制など、阪神地域広域避難計画研究会及び同担当者会において、さまざまな検討を行ってまいりました。

沿岸各市の避難者をその市域内の避難所で収容できる見込みとなり、大規模な広域避難は考えにくくなりました。しかし、想定を超えた浸水被害の想定も必要であり、市域を越えての一時的な避難の可能性も排除できないことから、緊急の越境避難については、今後沿岸市において、県の支援のもと、各市が津波避難計画を策定し、その策定した津波避難計画に基づく地域ごとの個別の協力要請によって行うこと。また県の想定を大きく超えた災害が発生した場合には、阪神7市1町で締結している災害応急対策活動の相互応援に関する協定や、県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、対応することとしており、県を中心に関係機関で調整を行っています。県、阪神各市町と常に顔の見える関係を維持し、一体となって防災対策を進めていきます。

平成23年時の県独自のシミュレーションでは阪急神戸線付近まで津波被害警戒区域であったが、平成25年のシミュレーションでは左図のように範囲が狭まった。しかし、東日本大震災時にも言われたように災害は想定外がつきものであり、また、シミュレーションの範囲内の被害であったとしても物的支援や後方支援が必要となってくる。いざという時に備えて本市と尼崎市で連携を図っておかなければならない。

起こりうる事態
 ■津波に備えた北方(伊丹)への避難 ■被害地への物資支援 ■被害地支援のための後方支援拠点の伊丹市内の設置 ■ボランティア派遣の拠点の設置(尼崎市が津波による壊滅的被害を受けているため、後方である伊丹市内に置くことが効果的と判断される可能性がある) ■Etc

12月議会における質問事項

1. 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が平成18年に制定されてからの本市の取り組みについて
2. 後期五カ年実施計画及び同期間中の行財政プランについて
 - 1) 後期五カ年実施計画及び同期間中の行財政プランの方向性について
 - 2) 後期五カ年実施計画における官官連携の検討について
 - 3) 次期行財政プランにおける資金運用方針について
3. 新地方公会計制度導入に向けて
 - 1) 指標を設定するなど、市民に分かりやすく伝えることについて
 - 2) 職員の人材育成について
4. 防災について
 - 1) 南海トラフ地震発生に際しての尼崎市との連携について
 - 2) 危機管理室への自衛隊出身者を採用することについて

市議会の権限の主な事項

自治体が団体としての意思決定をする権限は議会にあります。市長(行政)はその議決された意思の範囲内で行政を執行することが出来ます。下記が議会にある権限の主なものです。

■条例の制定や改廃

■決算の認定

■契約の締結(一定金額以上)

■財産の管理

- 財産の交換、譲渡、信託、その他一定基準以上の取得、処分。
- 負担付きの寄付、贈与を受けること。
- 公の施設について長期的、独占的な利用をさせること。

■自治体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査すること。また、監査委員に対し、監査を求め、監査の結果に関する報告を請求すること。

■国会・日本国政府・関係行政庁への意見書の提出

■自治体の事務に関する調査を行い、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求すること

■人事の同意

- 対象は副市長、教育長、監査委員など。

■自主解散権

- 議員総数の3/4以上の出席、4/5以上の議決で解散。

■市長への不信任議決

- 議員総数の2/3以上の出席、3/4以上の賛成により成立。不信任議決を受けた市長は10日以内に議会を解散できます。解散しない場合は10日を経過した時点で失職する。
- 議会を解散した場合、議会議員選挙後の議会において再び不信任議案が提出された場合は、議員の2/3以上が出席し、出席議員の過半数以上で直ちに失職する。

以上は地方自治法より



他に条例で議会の議決事項について議決事件に加えることが出来ます。現在、市議会では議会改革検討特別委員会を中心にこの議論が行われています。